



EBC

EUROPEAN BUSINESS COUNCIL IN JAPAN

資料 2

個人情報保護法に関する欧州企業の代表的な課題

2023年12月6日

アーキス外国法共同事業法律事務所（外国法共同事業 TMI総合法律事務所）

外国法事務弁護士（ドイツ法）ウルリッヒ・キルヒホフ EBC在日欧州ビジネス協会法務委員会委員

はじめに

- 本日よりご紹介する情報は、一般データ保護規則（GDPR）および日本における個人情報の保護に関する法律（APPI）に関して、欧州および日本の企業を代理してきた実務経験に基づくものである。
- 欧州と日本の企業は、GDPRとAPPIの適用に関して、主にこれらの法律の間に適用上の違いや曖昧さがある場合に苦労している。これには例えば以下のような問題がある：
 - GDPRとAPPIの定義
 - 個人情報の処理/取扱いの法的根拠、特に第三者への移転について
 - 欧州におけるAPPIの域外適用
- 提案：曖昧さを避けるため、可能な限り調和を図る。

定義

- 一般データ保護規則（「GDPR」）と日本における個人情報の保護に関する法律（「APPI」）はともに個人情報を扱っているが、異なる定義を使用しているため、たとえ定義の適用が同じ結果をもたらすとしても、欧州と日本で個人情報を使用する欧州企業と日本企業の不安につながることが多い。
- 例えば「個人データ」（GDPR）対「個人情報」（APPI）
「処理」（GDPR）対「取扱い」（APPI）
- 提案：GDPRとAPPI間の定義の可能な範囲での調和。

個人情報処理の法的根拠

- GDPRは、個人情報の処理に法的根拠を要求しており（GDPR第6条）、これには、同意（第6条(a)）、契約履行の必要性（第6条(b)）、法的義務の遵守のための処理の必要性（第6条(c)）、正当な利益の目的のために処理の必要性（第6条(f)）等の様々な選択肢が含まれる。
- 欧州は、大半の企業が、個人情報の第三者への移転を含め、個人情報を処理する法的根拠として、いわゆる「正当な利益」を使用している。
- 日本では、本人に利用目的を通知した上でその範囲で個人情報を取り扱う限り、個人情報の取扱いは法律上可能であるが、個人情報（データ）を第三者に提供する場合には、原則として本人の同意を必要とする。
- 欧州では、同意は個人情報処理の法的根拠として、最も弱いものであると考えられている。なぜなら、(i) 法的な同意を得るための要件が非常に厳しいため、同意が法的に無効となる可能性があり、(ii) 将来にわたってデータ主体がいつでも撤回できる可能性があるからである。
- そのため、欧州の企業は個人情報の移転に別の法的根拠を用いることを希望している。

個人情報処理の法的根拠

- GDPRとAPPIで法的根拠が異なることによるデメリット：
 - 欧州企業は、データ処理の法的根拠である「正当な利益」を削除するために、日本向けのプライバシーポリシーを修正する必要があり、それは管理コストを増大させ、弱い法的根拠である同意に頼ることになりうる；
 - 同意の取得は、企業の管理コストをさらに増大させる；
 - 合併後においても、当初の利用目的の範囲を超えて個人情報を利用する場合には、同意を得る必要がある場合が多い；
 - 個人情報が収集された時点から「共同利用」されるのでなければ、同意なしにグループ企業間で個人情報を単純に移転することは困難であるし、そのような共同利用のコンセプトはGDPRでは認識されていない；
 - 欧州の日系企業は、データ処理の法的根拠として「同意」に頼ることが多いが、欧州では「同意」は最も弱い法的根拠とされており、データ主体の同意が法的に無効となることが多い。
- 提案：APPIにおける「正当な利益」の概念の導入

APPIの域外適用

- APPIは、欧州の企業が、日本のデータ主体に物やサービスを提供することに関連して日本のデータ主体から個人情報を収集する場合に域外適用されるが、GDPRでは、例えば、データ処理にはすでに法的根拠が必要であり、利用目的の通知だけでは不十分であること、72時間以内のデータ侵害の通知義務など、多くの規制がまだ厳格であると考えられる。
- つまり、上記のような欧州企業は、GDPRとAPPI基準の両方を適用する必要がある。
- **提案**：欧州経済領域（EU加盟国、ノルウェー、リヒテンシュタイン、及びアイスランド）の場合、GDPRとAPPIの間で個人情報処理の法的根拠が統一された後、日本のデータ主体に物やサービスを提供することに関連して個人情報を取り扱う上述のような企業には、GDPRのみを適用する。